

新春特別寄稿

ディスクロージャー・企業会計等を
めぐる動向

金融庁 企画市場局 企業開示課長 井上 俊剛

一 はじめに

2019年の企業開示行政を振り返り、2020年の課題を紹介したい。

まず、コーポレートガバナンス改革については、改革をさらに実質的なものへと深化させていくため、2018年11月より「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を再開し、両コードの改訂等を踏まえた機関投資家と企業双方の取組みについての検証とそれに基づく議論を行い、2019年4月に意見書を公表した。意見書を踏まえつつ、2019年10月より「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）を開催し、スチュワードシップ・コードの再改訂に向け議論を行い、検討を進めている。

企業情報の開示については、投資家の投資判断に必要な情報の十分・適時な提供を確保し、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を更に促進していくため、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、企業情報の開示及び提供のあり方について、幅広い検討が行われ、2018年6月に報告書が取りまとめられた。この報告書に基づき、2019年1月に府令改正を行ったほか、同年3月には「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の

開示の好事例集」を公表した。

会計監査については、企業会計審議会において、監査報告書における意見の根拠の記載や監査人の守秘義務に関して議論し、2019年9月に監査基準等の改訂を行い、これを踏まえた監査証明府令の改正も行った。

会計基準については、その一層の品質向上に向けて、国際会計基準(IFRS)の任意適用企業の拡大促進、IFRSに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化及び国際会計人材の育成に向けた取組みを引き続き進めている。

本稿では、こうした2019年一年間の企業開示行政をめぐる動きを振り返るとともに、2020年の課題を紹介したい。

二 コーポレートガバナンス改革

1 コーポレートガバナンス改革の取組み

わが国では2014年以降、政府の成長戦略の一環として、2014年2月にスチュワードシップ・コードが、2015年6月にコーポレートガバナンス・コードが策定された。中長期的な企業価値の向上と国民の安定的な資産形成の実現に向け、両コードを「車の両輪」としたコーポレートガバナンス改革の枠組みが整えられてきた。

コーポレートガバナンス改革を「形式」から

「実質」へと深化させるため、2015年に金融庁・東京証券取引所に設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、フォローアップ会議）（座長・池尾和人・立正大学経済学部教授）において議論が行われてきており、2017年5月、スチュワードシップ・コードについて、機関投資家と企業との間の「建設的な対話」を促す観点などから、運用機関における利益相反管理の強化、個別の議決権行使結果の公表や企業年金等のアセットオーナーの役割の明確化などを内容とする改訂が行われた。

その後、2018年6月には、コーポレートガバナンス・コードの改訂が行われたことに加え、両コードの附属文書として「投資家と企業の対話ガイドライン」が策定され、①経営環境の変化に対応した経営判断、②投資戦略・財務管理の方針、③CEOの選解任・取締役会の機能発

揮等、④政策保有株式、⑤アセットオーナーに関する改訂等が行われた。

これらの改訂等の後、2018年11月から2019年4月まで計4回フォローアップ会議を開催し、両コードの改訂等を踏まえた機関投資家と企業双方の取組みについて、参考となり得る好事例の紹介を含む検証とそれに基づく議論を行った。会議においては、複数の企業経営者へ改訂コーポレートガバナンス・コードに基づく取組みについてヒアリングを実施したほか、海外機関投資家とフォローアップ会議メンバーとの意見交換を実施した。

こうした議論を踏まえ、フォローアップ会議は、2019年4月24日、スチュワードシップ・コードの再改訂等を見据えた当面の課題についての検討の方向性を示す、「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性『スチュワードシップ・コード及びコーポレー

【図表1】コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性

—「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書(4)—

検討課題	スチュワードシップ・コードの更なる改訂に向けた方向性 ／コーポレートガバナンスに関する今後の検討の方向性
運用機関 議決権行使の理由の説明など対話の活動についての開示が不十分	・建設的な対話の促進に向け、運用機関に対し、個別の議決権行使における「賛否の理由」や、「企業との対話の活動」に関する説明・情報提供の充実を促す
アセットオーナー 企業年金のスチュワードシップ活動の範囲の理解が不十分	・インベストメント・チェーンの機能発揮を促すため、経済界をはじめとする幅広いステークホルダーと連携しながら、企業年金のスチュワードシップ活動を後押し
議決権行使助言会社 助言の策定に必要な体制整備や企業との意見交換が不十分	・建設的な対話に資する議決権行使の実現に向け、助言会社に対し、十分かつ適切な体制の整備と助言策定プロセスの具体的な公表や企業との意見交換の実施を促す
年金運用コンサルタント スチュワードシップ活動の意義に対する認識が不十分	・アセットオーナーのスチュワードシップ活動の実質化に向け、運用コンサルタントに対し、利益相反管理体制の整備やその取組状況についての説明の実施を促す
監査の信頼性確保	・内部監査部門が、独立社外取締役を含む取締役会・監査委員会や監査役会などに対しても直接報告を行うことを促す
グループガバナンス	・上場子会社等のガバナンスの問題をはじめとするグループガバナンスの議論を踏まえ、一般株主保護の観点からグループガバナンスの在り方に関する検討を推進

トガバナンス・コードのフォローアップ会議』意見書(4)」(以下「意見書」という。)を公表した。

意見書では、スチュワードシップについて、主体(運用機関、アセットオーナー、サービスプロバイダー(議決権行使助言会社や年金運用コンサルタント等))ごとの当面の課題を挙げた上で、これらに対する今後の検討の方向性を示している。コーポレートガバナンスについても、フォローアップ会議で特に議論を行うべきとされた点である「監査に対する信頼性の確保」と「グループガバナンスの在り方」を今後の検討課題に含むこととしている(図表1)。

2 コーポレートガバナンス改革の進捗状況と課題

両コードの改訂等を受けた近時の動きとして、例えば、独立社外取締役を2名以上選任する上場企業(東京証券取引所市場第一部)は93.4%、JPX日経400対象企業の99.0%と大幅に増加した(2019年8月1日時点)。法定又は任意の指名委員会や報酬委員会を設置する企業も増加傾向にあり、東京証券取引所市場第一部において4割を超えた。他方、上場企業における女性役員の人数は2,100人超まで増加したものの、その比率は未だ5.2%に留まっている。

政策保有株式については、金融機関による保有が減少しつつあるものの、事業法人による保有の減少は緩やかなものに留まっており、引き続き、コーポレートガバナンス・コードの改訂等を踏まえた政策保有株式の保有に関する十分な検証やそれを前提とする投資家と企業との深度のある対話が行われることが課題となっている。政策保有株式については、後述する企業情報の開示の充実の観点からも、取組みが進めら

れているところである。

機関投資家については、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関が270機関となった(2019年11月30日時点)。2017年のスチュワードシップ・コードの改訂後、個別の議決権行使結果を公表している機関は100機関を超えており、特に2019年の株主総会シーズンにおいては、会社提案に反対した場合等の議決権行使の理由について個別議案毎に公表している機関が大幅に増加した。スチュワードシップ活動報告を公表している機関も増加傾向にあるが、その報告内容については、対話の内容及びその結果まで記載しているものがある一方で、内容が具体的ではないものもあり、運用機関毎に差異がみられる。

企業年金によるスチュワードシップ・コードの受入れは未だ28に留まるものの、2018年以降新たに21の企業年金が受入れを表明しており(2019年11月30日時点)、同コード受入れの動きが進み始めた兆しがみられる。

その他、コーポレートガバナンス改革を巡る近時の動向として特筆すべき事項として、2019年7月、国際的な機関投資家団体であるICGN(International Corporate Governance Network)の年次総会が、18年ぶりに東京で開催され、世界各国から機関投資家や企業が集まり、コーポレートガバナンスについて議論が行われた。年次総会では、これまでの日本のコーポレートガバナンス改革の取組みが評価され、安倍内閣総理大臣に対してICGNグローバルガバナンスアワードが授与される等、日本の近年におけるガバナンス改革の取組みが総じて高く評価された。

3 スチュワードシップ・コードの再改訂に向けて

フォローアップ会議での議論や意見書を踏まえ、2019年10月から「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(令和元年度)(座長・神作裕之・東京大学大学院法学政治学研究科教授)(以下「検討会」という)において、投資家向けの行動原則であるスチュワードシップ・コードの再改訂に向けた議論が行われた。

検討会では、意見書において示された方向性に係る論点について、メンバーより、

- ・運用機関による個別の議決権行使結果について、利益相反が懸念される議案等についての賛否の理由を開示することが望ましいのではないか
- ・アセットオーナーについて、特に中小規模の企業年金は、その役割や関与する範囲が十分に理解できていないのではないか
- ・議決権行使助言会社による助言は正確な情報の下で行われるべきであり、また、助言策定プロセスの透明性が求められる。これらの要請に応えるための人的・組織的体制の充実が重要である
- ・年金運用コンサルタントも利益相反の管理を行うべき

などの意見が出された。

そのほか、検討会では、意見書で示された方向性に係る論点以外についても議論がなされ、メンバーより、

- ・スチュワードシップ活動が、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くよう意識して行われることが重要ではないか
- ・ESG要素を考慮することは、事業におけるリスクの減少のみならず収益機会にもつながる。また、昨今の世界におけるESGを巡る動きの急速な変化に鑑みれば、こうした変化自体がリスクや収益機会に影響を及ぼし得る。

こうしたことを踏まえれば、ESG要素を含むサステナビリティに関する課題についても、投資プロセスに組み込むことが有益ではないか

- ・コードが中長期的な企業価値の向上を目的としていることや、株主と債券保有者間で利益相反関係に陥るケースがあること等には留意が必要であるが、上場株式以外の債券等の資産に投資する機関投資家においては、当該資産にコードを適用することが有益な場合もあるのではないか

- ・年金運用コンサルタントに限らず、機関投資家をサポートする役割を負う者は、利益相反管理等を行うべきではないか

などの意見が出された。

これらの意見等を踏まえ、検討会は、議論の結果をスチュワードシップ・コードの改訂案として取りまとめた。同改訂案は、2019年12月20日から2020年1月31日までパブリックコメント手続きに付されている。今後、パブリックコメント手続きで出された意見等を踏まえ、2020年の株主総会の準備に間に合うよう再改訂に向けた作業を進めていく予定である。

三 会計・開示制度

1 開示

企業情報の開示は、投資家の投資判断に必要な情報を提供することを通じて、資本市場における効率的な資源配分を実現するための基本的インフラであり、投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、また適時に分かりやすく提供することが求められる。こうした考えの下、投資判断に必要な情報の十分かつ適時で分かりやすい提供や、企業と投資家の建設的な対話を促進していくため、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を踏まえた取組みを実施している。

2018年6月に取りまとめられた「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—資本市場における好循環の実現に向けて—」においては、①「財務情報」及び「記述情報」の充実、②建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供、③情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み等についての提言がなされ、金融庁ではこれらの提言を踏まえ、投資判断に必要な情報提供の確保や企業と投資家の建設的な対話の一層の促進に向け、以下の取組みを進めた。

報告書に盛り込まれた諸施策の実現のため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正した(2019年1月公布)。

本改正では改正項目により適用時期を分けており、2019年3月期から、主にガバナンス情報の拡充(役員報酬や政策保有株式)に係る項目が適用となった。

このうち役員報酬については、報酬プログラムや報酬実績等に係る具体的な記載を求めることとし、政策保有株式については、その保有方針、保有の合理性を検証する方法等の記載を求めるほか、開示対象を30銘柄から60銘柄に拡大した。

また、2020年3月期から、記述情報の充実(経営戦略、事業等のリスク、経営者による経営成績等の分析(MD&A))が適用開始となる。これらの項目においては、投資家の企業に対する理解を深めるため、経営者視点からの具体的で分かりやすい記載が求められる。加えて、情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組みとして、監査関係の情報の記載の拡充(監査人の継続監査期間等)が求められる。

あわせて、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すため、企業が経営目線で経営戦略等や事業等のリスク等を把握・開示していく上でのプリンシ

プルベースのガイダンス「記述情報の開示に関する原則」(図表2)を公表するとともに、一部企業における開示の好事例を全体に浸透させるため、「記述情報の開示の好事例集」(図表3)を公表した(2019年3月)。

これらは、随時更新することを念頭においており、「記述情報の開示の好事例集」においては、2019年11月に役員報酬の好事例、12月に2019年3月期以降の有価証券報告書における経営戦略、事業等のリスク、MD&A等の好事例を反映し、更新している。また、同年11月には、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」についても公表している。

これらの資料を参考に、2020年3月期からの有価証券報告書の開示内容が充実することを期待している。

2 会計監査

近年、我が国において、不正会計事案等を契機として会計監査の信頼性が改めて問われたことを受け、会計監査の品質向上とその信頼性確保に向けた取組みを進めており、「会計監査の在り方に関する懇談会」において検討が行われた(2016年3月)。

「監査法人のガバナンス・コード」の策定(2017年3月)及び「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)」(2017年7月)の公表、「監査上の主要な検討事項」の記載を求めること等を内容とする監査基準の改訂(2018年7月)等を実施した。

また、2019年は、会計監査に関する情報提供の充実の観点から、以下のような取組みを実施している。

(1) 会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組み

通常と異なる監査意見(限定付適性意見、不適

【図表2】「記述情報の開示に関する原則」の概要

2018年6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を受け、記述情報についての
プリンシプルベースのガイダンスを策定。(2019年3月19日公表)

目的

○記述情報の中でも、経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報を中心に、有価証券報告書における開示の考え方等を整理することにより、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促し、開示の充実を図る。

構成

- I. 総論：記述情報の開示全般に共通する考え方及び望ましい開示に向けた取組みを提示
II. 各論：記述情報の中でも、投資家による適切な投資判断を可能とし、また、建設的な対話につながる項目である、経営方針・経営戦略等などについて、開示の考え方及び望ましい開示に向けた取組みを提示

- I. 総論
II. 各論
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
1-1. 経営方針・経営戦略等
1-2. 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題
1-3. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等
2. 事業等のリスク
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (MD&A)
3-1. MD&Aに共通する事項
3-2. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報
3-3. 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

位置付け

- 本原則は、新たな開示事項を加えるものではないが、企業において、本原則に沿った望ましい開示に向けた取組みが進められることを期待。
○本原則に対応した開示例の公表により、好事例を全体に拡げるとともに、必要に応じ、積み上げられた好事例を本原則へ反映することも検討。

【図表3】「記述情報の開示の好事例集」の概要

2018年6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を受け、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、記述情報の開示の好事例を収集・公表。

- 好事例集の章立ては、「記述情報の開示に関する原則」各論の項目と対応。
⇒好事例集と「記述情報の開示に関する原則」とを併せて利用することで、より両者についての理解が深まる。
○それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。
当該コメントは、「記述情報の開示に関する原則」と対応。
○好事例集では、有価証券報告書における開示例に加え、任意の開示書類（いわゆる統合報告書など）における開示例のうち有価証券報告書における開示の参考となりうるものも紹介。
⇒青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待。
○好事例集は、随時更新を行う予定。
⇒2019年11月、12月に更新。

記述情報の 開示の 好事例集

CONTENTS
はじめに「記述情報の開示に関する原則」の解説「使い方」
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等・の好事例
2. 事業等のリスクの好事例
3. 「MD&A」(財務・経営・環境)の好事例
4. 「キャッシュ・フロー」(経営・環境)の好事例
5. 「重要なお知らせ」の好事例
6. 「重要なお知らせ」の好事例
7. 「重要なお知らせ」の好事例

目次	
1. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の好事例	
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-1
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-2
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-3
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-4
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-5
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-6
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-7
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-8
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-9
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-10
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-11
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-12
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-13
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-14
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-15
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-16
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-17
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-18
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-19
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-20
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-21
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-22
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-23
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-24
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-25
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-26
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-27
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-28
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-29
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-30
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-31
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-32
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-33
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-34
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-35
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-36
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-37
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-38
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-39
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-40
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-41
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-42
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-43
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-44
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-45
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-46
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-47
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-48
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-49
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-50
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-51
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-52
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-53
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-54
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-55
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-56
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-57
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-58
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-59
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-60
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-61
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-62
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-63
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-64
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-65
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-66
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-67
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-68
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-69
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-70
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-71
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-72
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-73
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-74
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-75
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-76
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-77
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-78
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-79
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-80
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-81
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-82
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-83
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-84
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-85
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-86
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-87
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-88
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-89
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-90
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-91
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-92
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-93
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-94
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-95
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-96
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-97
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-98
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-99
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1-100

「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の好事例
「事業等のリスク」の好事例
「MD&A」(財務・経営・環境)の好事例
「キャッシュ・フロー」(経営・環境)の好事例
「重要なお知らせ」の好事例
「重要なお知らせ」の好事例
「重要なお知らせ」の好事例

金融庁
2019年12月25日

正意見、意見不表明)が表明された場合等、監査人に対してより詳細な資本市場への情報提供が求められるケースにおける対応のあり方について検討するため、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」が開催され、報告書が公表された(2019年1月)。同報告書では、i)監査報告書において、監査意見に至った理由が不十分、ii)監査報告書以外に、監査人からの追加的な説明を受ける機会がない、iii)監査人の守秘義務が過度に強調され、監査人が財務諸表利用者に対して説明・情報提供を行ううえで障害となっている可能性、iv)監査人の交代に際し、実質的な交代理由が開示されていない、などの指摘がなされた。

このうち、iv)については、臨時報告書において交代理由を明確にするよう内閣府令等を改正した(2019年6月)。また、i)及びiii)については、企業会計審議会において、監査基準等の改訂(同年9月)及び監査証明府令の改正(同年12月)を行った。

さらに、現在、企業会計審議会において、監査人が監査した財務諸表を含む開示書類における、財務諸表及び監査報告書以外の記載内容である「その他の記載内容」に対する監査人の対応のあり方やリスク・アプローチの精緻化について議論を行っているところである。

今後の課題として、特に東証1部上場企業に早期適用(2020年3月期)が期待されている監査報告書への「監査上の主要な検討事項」の記載や通常とは異なる監査意見等に関する説明・情報提供など、会計監査に関する情報提供の充実に向けて新たに導入された施策について、これらを実効性あるものとするための調査・分析を進める。

(2) 監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第二次報告)の公表

監査法人の独立性確保のための取組みとして、欧州における監査法人のローテーション制度導入後の状況について調査を行った「第一次報告」後の状況変化等も踏まえつつ、国内関係者へのヒアリング等を中心にさらなる調査を進め、その結果を2019年10月に、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第二次報告)」として公表した。具体的には、①大手監査法人へのヒアリングに基づくパートナーローテーション等の運用実態についての調査や、②足もと、監査法人の交代が増加していることから、最近の監査法人交代の傾向をあらためて振り返るとともに、実際に監査法人の交代を行った企業へのヒアリングによる、監査法人の交代に関する実態調査を行ったほか、海外での最近の議論の動向についても調査を行った(図表4)。

今後は、監査市場の寡占状態の改善や非監査業務の位置づけという観点も含め、海外の動向を踏まえながら、わが国の監査市場のあり方について、分析・検討を進める予定である。

(3) 株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会の設置

株式新規上場における監査事務所の選任に関する問題につき、ベンチャー企業、監査法人、証券会社、日本ベンチャーキャピタル協会、日本公認会計士協会、日本証券業協会、東京証券取引所などの関係者で議論をすべく、連絡協議会を設置した(2019年12月)。

今後は、関係者による課題認識の共有等を図る予定である。

【図表4】監査法人のローテーション制度に関する第二次調査報告のポイント

調査報告のポイント

監査法人の交代に際して支障となり得る実務面の課題に対処しつつ、監査市場の寡占状態の改善や非監査業務の位置付けという観点も含め、海外の動向を踏まえながら、より幅広く監査市場の在り方についての分析・検討を行う必要。

パートナーローテーション等の実態調査

- ・大手監査法人では、パートナーローテーション制度を確実に遵守するよう、システム整備も含めて対応。
- ・ただし、パートナー以外の立場（監査補助者）で長期間従事していた者が引き続きパートナーに就任した事例など、全体として見れば相当な長期間にわたり、同一企業の監査に関与していたと見られる事例が一部に存在。「新たな視点での会計監査」の観点から問題が生じるリスクが懸念される。
- ・当該企業の監査に関与したことのない者と組み合わせるなど、制度趣旨に則った実効的な運用を行う必要。

監査法人の交代に関する実態調査

- ・監査法人の交代は、直近1年間で140社に上り、調査開始以来、最高水準。
- ・交代に向けて十分な準備期間を確保し、社内の体制整備を行うことが、実務上の混乱・支障を最小限に抑える上で重要。
- ・監査市場が寡占状態であり、監査法人交代の選択肢が限られている点は、制度を検討する上で引き続き課題。
- ・交代時の引継ぎに関し、手作業で書き写すという現状の方法が効率性・コスト面で適切か、検討が必要。

(参考) 海外の議論の動向

- ・既に監査法人のローテーション制度を導入している英国では、大手建設会社による不正会計を機に、監査制度の在り方を巡って議論が行われており、2019年4月、競争・市場庁（CMA）も調査報告書を公表。
- 【英CMAの提案概要】
当局による上場大手企業の監査委員会の活動の監視、Big4以外を含む複数の監査法人による共同監査の義務付け、監査部門と非監査部門の経営上の分離など
- ・なお、米国では現在も監査法人の強制ローテーション制度の導入に向けた議論は進んでいない。

3 会計基準

会計基準は、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を測定するための、資本市場における重要なインフラであることを踏まえ、わが国上場企業等において使用される会計基準の品質向上に努めていく必要がある。このため、金融庁では、関係者と連携して、以下の取組みを一体的に進めている。

(1) IFRSの任意適用企業の拡大促進

国際会計基準(IFRS)任意適用企業数は、2019年11月末時点で221社、全上場企業の時価総額の35.7%まで増加した(図表5)。

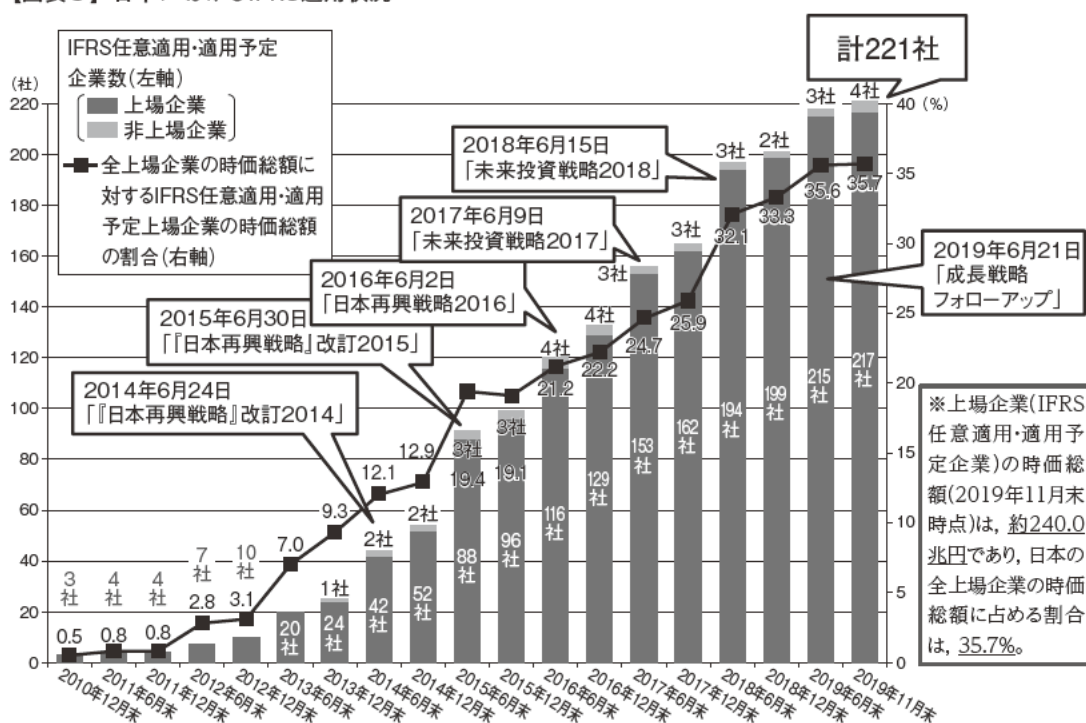
こうした動きを更に後押しするべく、2019年9月に開催した企業会計審議会での議論を踏まえ、IFRSへの移行を容易にさせる観点から、IFRS適用企業に継続的に求められている日本

基準とIFRSとの差異開示を廃止するため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を公表し、パブリックコメントを実施した(2019年12月)。今後も、IFRSへの移行を容易にするため、更なる取組みを進めてまいりたい。

(2) IFRSに関する国際的な意見発信の強化

企業会計基準委員会(ASBJ)において、のれんの会計処理について国際会議の場で意見発信を行っている。2019年7月に米国財務会計基準審議会(FASB)が、「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」にかかるコメント募集をするなど、のれんの償却に関し、わが国の意見発信をふまえた国際世論の動きがみられる。今後も、関係機関と連携しつつ、IFRSに関するわが国からの国際的な意見発信を強化してまいりたい。

【図表5】日本におけるIFRS適用状況



※ 日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

(3) 日本基準の高品質化

ASBJにおいて、2019年7月に時価算定会計基準を策定・公表したほか、リース会計基準の見直しや金融商品会計基準の見直しに向けて検討が進められた。今後も、ASBJの取組みをサポートするほか、時価算定会計基準については、地域金融機関等における有価証券運用態勢の一層の高度化にも資するよう、円滑な導入に向け、必要な取組みを進めてまいりたい。なお、時価算定会計基準等の公表を受け、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正案を公表し、パブリックコメントを実施した(2019年12月)。

(4) 国際会計人材の育成

国際的な会計人材の育成については、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の育

成、IFRS等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017年4月に、財務会計基準機構(FASF)において、「国際会計人材ネットワーク」が構築され、企業、公認会計士、証券アナリスト等それぞれの分野で国際的な会計実務に精通した人材を登録・公表した。同年7月より、同ネットワーク登録者を対象に、国際的に活躍する人材の経験・知識を共有するためのシンポジウムや、登録者同士の横のネットワーク作りに役立てるための定例会を定期的に開催している。

「国際会計人材ネットワーク」の登録者は、1,119名(2019年11月1日現在)となっており、金融庁としても、同ネットワークの更なる活用も含めて、引き続き国際的な会計人材の育成に向けて取組みを推進してまいりたい。

四 おわりに

本稿では、企業開示行政の直面する、コーポレートガバナンス・開示・会計監査・会計基準をめぐる主要な課題について、2019年における取組みや今後の方向性などについて紹介させていただいた。

企業や投資家を取り巻く環境が大きく変化する中、資本市場の機能の発揮を通じ、我が国全体の最適な資金フローを実現し、企業価値の向上と収益の果実を家計にもたらししていくという

好循環を実現することが求められている。こうした状況の下、企業が投資家との建設的な対話を通じて、自らのガバナンスの質を向上させ、中長期的な企業価値の向上を実現していくことが重要である。そのため、2020年においても、さらなるコーポレートガバナンス改革を推進していくとともに、その前提となる企業の情報開示の充実、会計監査の信頼性向上、会計基準の高品質化等に向けた取組みを一体として進めてまいりたい。